

# 議会改革検討調査会記録

1 日時 平成28年10月21日 (金曜日)

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時14分

2 場所 第2委員会室

3 出席者

(議員)

座 長	村 家	博
副 座 長	南 昭	弘
委 員	尾 上 一	彦
//	吉 崎 清	則
//	松 井 桂	将
//	村 石	篤
//	高 田 重	信
//	赤 星 ゆかり	
//	村 上 和	久
//	有 澤	守
//	五 本 幸 正	(欠席)

(事務局)

事務局 長	久 世	浩
事務局 次長	後 藤	衛
庶務課 長	横 山 浩	二
議事調査課 長	圓 山 尚	英
議事調査課 主幹 《課長代理》	坂 口 輝	之
議事調査課 副主幹 《議事係長》	石 黒 隆	司
議事調査課 主査	大 塚 宏	明

#### 4 協議結果について

(1) 議会報への一般質問の議員名、会派名及び答弁者名の掲載について

議会報に一般質問の議員名、会派名及び答弁者名を掲載する。また、新たに提案のあった顔写真の掲載の検討も含めて、掲載の詳細な方法については、議会報編集委員会で判断する。

(2) 議会報への意見書、請願等に対する会派の賛否の掲載について

議会報に意見書、請願等に対する会派の賛否を掲載する。また、掲載の詳細な方法については、議会報編集委員会で判断する。

(3) 議会報編集委員会の視察の廃止について

議会報編集委員会の視察を廃止し、当該予算を紙面の充実にあてる。

※議会報に関する1～3の項目の取扱いの実施時期については、ページ数の変更等、必要となってくる予算措置も含めて、その対応を議会報編集委員会で協議することとした。

(4) 会議出席費用弁償について

会議出席費用弁償を廃止する。

(5) 一般質問について

- ① 所属常任委員会に関する質問を原則行わないという申合せを撤廃する。なお、この取扱いについては、本年12月定例会から実施することとする。
- ② 一般質問における議員一人当たりの年間の持ち時間を現在の90分から120分に変更することについては、毎定例会60分の質問時間を確保すべきとの意見もあり、継続して協議することとした。

(6) 委員会視察の見直しについて

- ① 委員会毎にその調査項目を明確にした上で、視察内容を協議・決定していくこととする。
- ② 視察日程については、交通事情が進展していることなどを踏まえ、2泊3日のみならず、1泊2日の日程も含め、弾力的な運用とし、経費節減を図ることとする。
- ③ 委員会視察の報告書を窓口での閲覧及びホームページでの掲載など、幅広く市民に公開することとする。

※なお、これらの取扱いについては、次年度予算要求に反映させ、実施していくこととする。

また、今年度の委員会視察の報告書については、準備ができ次第、ホームページ等で幅広く公開することとする。

- ④ 議会運営委員会の視察の廃止については、他都市の議会のあり方を研究しに行くことは意義のあることであるので廃止すべきではないとの意見もあり、継続して協議することとした。

(7) ケーブルテレビの放映について

ケーブルテレビによる議会放映の検討を進めることについては、前向きに検討を進めるという点では一致したが、検討時期の見解については複数の意見があり、継続して協議することとした。

その他 1 代理出席について

会議の冒頭に、これまでは認めていない代理出席について認めてはどうかとの提案があり、全会一致でこれを決定した。

その他 2 議会改革検討調査会議事録の公開について

同じく会議の冒頭に、当調査会の議事録について、窓口での閲覧やホームページへの掲載等により、市民に幅広く公開してはどうかとの提案があり、全会一致でこれを決定した。(議事録作成・精査のため、一定の準備期間を設けた上での公開とする。)

## 5 会議の概要

座長           ただいまから、議会改革検討調査会を開会いたします。  
まず最初に、五本委員より、欠席するとの連絡がありましたので御報告いたします。

〔傍聴の申込み（1名）について諮る  
…許可〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

尾上委員       会議が始まる前に、一つ御検討いただきたいことがあるのですが、検討調査会は代理出席が認められていないということで、私はちょっと用事があったのですが、キャンセルして今回出席させていただきました。少数会派ですと、1名しか出ていないものですから、代理出席がだめだということになりますと欠席になると思うのです。そういった場合、意見が言えなかつたりですとか、どういう議論をされたのかということ、その場でないとわからないということもありますので、できれば、代理出席を認めるというようなルールにしていただけないかということで御提案を申し上げます。

座長 今ほど、尾上委員から代理出席を認めてほしいという提案でございます。  
このことについて、皆さんの考えをお聞かせください。

赤星委員 賛成です。

村石委員 賛成です。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、そのように決定をいたしたいと思います。

赤星委員 別の件ですけれども、この議会改革検討調査会の会議録をきちんとすべきだと思うのですけれども、どうでしょうか。

〔「きちんとすべきとは」と呼ぶ者あり〕

座長 今は代理出席のことですので、慌てないでちょっと待っていてください。  
それでは、当調査会の規程についても、所要の改正を行うこととしたいと思いますので、代理出席を認めるということによりよくお願いします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

村上委員　そこで、この際ですから市民の関心も高いので、議事録の公開をホームページ上で行うというようなことも検討されたらどうかと思いますが、お諮りいただけますか。

座長　共産党さん、それでいいですね。

赤星委員　はい。

座長　それでは、お諮りいたします。  
御提案のとおり、当検討調査会の議事録については、今後、窓口での閲覧やホームページへの掲載等により、幅広く公開していくこと、また、公開に当たっては、準備が整い次第、速やかに公開していくこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議事調査課長　座長、すみませんが、ちょっとよろしいですか。

座長　はい、圓山課長。

議事調査課長　今ほどの公開についてでございますが、現

状は職員が音声を聞き取って、議事録を作成しておりますので、議事録を作成する一定の期間の後、準備が整えばこちらとしても公開できるということで御了解いただきたいと思っております。

座長 今ほど課長のほうから若干の時間とか準備が必要ということで、発言がございました。それでは、そのように決定をしたいというふうに思っておりますので、よろしく……

赤星委員 現在、常任委員会などの会議録は、結構時間がかかりまして、次の定例会ぐらいになっていると思うのですけれども、ちょっとそれでは市民の皆さんが待ちきれないと思っておりますので、もっと早くつくっていただくことはできないのでしょうか。

議事調査課長 現状では、職員が音声を聞いて作成しておりますので、今ほど言われたように一定期間を要しているわけでございます。ただ、もし議会としてそのような方向でやるということを決めていただければ、いろいろな要件ができれば、もちろんできるわけでございますが、その辺はまた御議論をいただきたいと思います。



村上委員 通常、議事録署名委員というのがいて、今は特にマイクを利用していないので、非常に聞き取りにくいということが想像されます。さらに、議事録を精査しないと一早く出すというのはわかりますけれども、そのあたりの技術的なことはどうですか。

議事調査課長 今ほど、村上委員のおっしゃったとおり、私が先ほど「いろいろな要件が」と申しましたのは、実はマイクのこともありまして、現在のところ、音声が非常に聞き取りにくい状況でございます。そのようないろいろな条件を整えば、可能であるということも含めまして—ただ例えば、個人情報のことやいろいろなそういった発言がありますので、やはり内容を一定期間精査する時間は必要になりますが、条件を整えばもちろん可能だということでお話いたしました。

座長 それでは、今ほど事務局のほうからも発言がありましたように準備が整い次第、速やかに公開していくこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

高田委員 あわせて議事録署名委員のことを言ったのですが、今誰かを指名しなくてははいけないと思います。

議事調査課長 もしそういうことであれば、今ほど申されましたとおり、きょうからの分につきまして、議事録署名委員をどなたか指名していただければありがたいと思います。

座長 それでは、尾上委員と松井委員にお願いします。それでは、そのように決定をしたいと思います。

これより本日の協議事項に入ります。

協議事項は、お手元に配布の7項目であります。

まず、協議事項1番目の「議会報への一般質問の議員名、会派名、及び答弁者名の掲載について」であります。

それでは、この件に対する各会派の御意見を順次、お伺いします。

村上委員 掲載していただくということで、会派のほうではまとまっています。

松井委員 公明党としては、市民への透明でわかりやすい議会だよりの充実となるため、賛成でございます。

尾上委員 賛成です。

赤星委員 私は自分が初当選した約22年前からなぜ載っていないのかということで、掲載を求めてきました。なので、ようやくここへきて、質問した議員の氏名や会派名を載せることになってくるのは、もちろん歓迎です。ただ、これまで掲載を拒否してこられた会派の皆さんは、今回どうしてそういうふうに変わられたのか。そこを知らん顔をしてそういうふうに言われると、とても市民にわかりにくいと思うのです。なぜ急に変わったのか。では、なぜ今までできなかったのか。そういうことをきちんとはっきりさせておかなければいけないと思いますので、後ほどまたお聞かせください。掲載はもちろん賛成ですし、質問した議員の顔写真も載せるべきだと思います。これは、十数年前ですか、力示さんが議長のとときに議員の研修会で、当時の全国市議会議長会の広報部長さんが講演をされまして、市民の皆さんに読んでいただける議会報にするには、「質問した議員の名前、会派名、顔写真は最低限必要ですよ」と、当時からそういうふうにおっしゃっておられました。ですから、名前、会派名はもちろんのこと、顔写真も掲載するべきだと思います。

村石委員

これについては賛成で、市民に開かれた、市民にわかりやすく伝える、そういう議会だよりにすることが必要だと思います。なおかつ、議員は公人なので、やはり写真です。議会報の中に質問した人の写真を入れるということは、市民の人がより親しみやすく読んでもらえることになると思いますので、写真の掲載も提案をいたします。

村上委員

お尋ねがあり、後ほどということでしたので、政務活動費のあり方検討会でもそのような質問があったと思いますが、会派の構成員が変わり、要は改革に前向きな人数が多くなったということで自民党全体の意見の集約は、赤星委員が言う「変わった」というふうに見えるのかと思います。もともとそのような改革－オープンという議員もいなかったわけではないので、会派の構成が変わったから、自民党としての方針も変わっていくということで御理解されていると思うのですが、そういうことであります。先ほどの私の意見につけ加えさせていただきますと、議会報編集委員会という委員会がございます。掲載のスペースは質問の制限、時間割、質問の回数にもよってきますし、あるいは紙面の大きさ等もありますの

で、そのあたりの詳細については、議会報編集委員会で議論していただくというのはいかがでしょうか。

座長

それでは、意見をまとめさせていただきます。議員名とか会派名とか答弁者名を掲載するというの、皆さんが一致していると理解しております。今ほど自民党さんのほうから、紙面の大きさですとかスペースの問題もありますので、詳細については議会報編集委員会で議論していただいたらどうかという提案があり、共産党さんと社民党さんが写真の掲載を提案されましたけれども、ほかの会派の方は今の段階ではそこまで詰まっていないのかなという思いもありますので、これは議会報編集委員会のほうで議論していただいたらどうでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長

そうしたら、まず検討調査会のほうでは、議員名と会派名と答弁者名を掲載するというので、写真のほうについては掲載のスペースだとかの詳細について、またいろいろと御相談させていただくということで、議会報編集委員会のほうで議論していただ

くということをお願いいたしたいと思います。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、本調査会といたしましては、そのように取りまとめたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、そのように決定いたします。

次に、協議事項２番目の「議会報への意見書、請願等に対する会派の賛否の掲載について」であります。

それでは、この件に対する各会派の意見を順次、お伺いします。

村上委員 今ほど議論いたしました１番と同じように、掲載の内容を全ての議案にするのか、あるいは意見が分かれたものにするのかということで、掲載のスペースが変わってくると思っています。また、その重要度といえますか注目度も違うと思しますので、掲載スペースも変わってくると思っております。したがって、これも議会報編集委員会のほうで協議をされた上、判断したらどうかというふうに思います。関心を持ってもらうことで、この情報発信に努めるという意味は１番と同じでありまして、積極的に

進めるという点については賛成であります  
が、詳細については議会報編集委員会で協  
議していただくということがよろしいと思  
います。

松井委員 1番と同じように、わかりやすく市民に見  
えるようにという意味で、賛成するとい  
うことでお願いします。

尾上委員 民政クラブも賛成です。

赤星委員 共産党としては、この件もずっと求めてま  
いりました。ようやく実現するというこ  
とで、ぜひわかりやすく掲載すべきだと思  
います。

村石委員 賛成です。ただ、自民党さんの委員からは  
絞込みもあり得るというお話でしたが、  
社民党としては、基本的には全てを出す  
ということを目指したいのです。せっか  
く市民が請願を持ってきた、その請願が  
本当に議会のほうで受理をされたのか、  
そして、各会派がどのように考えて判断  
したのか、これを市民に返す必要があり  
ます。そのことが開かれた議会になる  
ということですので、全てを出すとい  
うことで、議会報編集委員会のほうで、また

協議をお願いしたいというぐあいに思います。

座長                    それでは、皆さんの意見をまとめますと、議会報編集委員会からの提案のとおり、議会報に意見書、請願等に対する会派の賛否を掲載する。掲載の詳細な方法については、議会報編集委員会で判断をしていただくということで……

赤星委員                今、村石委員さんが大変重要なことをおっしゃったと思います。議会側で勝手に何を掲載するかという絞込みはよくないと思いますし、請願や陳情などがたくさん来ていて、スペースが足りないのであれば、その時点でページ数を増やすとか、予算を少し増やすとか、そういう判断をしていけばいいのではないかと思います。

座長                    そういう詳細については、今ほど言いましたように議会報編集委員会のほうで、どんどん提案してください。そちらのほうで、詳細については決定をしていただくということでよろしくお願いします。

村上委員                私が先ほど舌足らずだったのかもしれませんが、御心配のところは、全体とするの



か一部なのかとするところで、採決が分かれたものについては当然載せるべきだということですが、その他の全体のボリュームをどうするのかということです。御心配されている採決の分かれたものは、特に載せるという方向で考えておりますので、そのことを踏まえて議会報編集委員会で、その全体のボリュームを見ることが必要かというふうに申し上げたところです。

村石委員 村上委員の言われたことをまとめると、全会一致の場合は全会一致にして、分かれたものは表にして表示する方法もあるということをおっしゃりたいのでしょうか。違うのでしょうか。

村上委員 議案全部となると、ものすごい量になりますよね。

村石委員 いや、そんなにないと思います。請願と一緒に……

村上委員 そのことを議会報編集委員会で議論していただければということを行っているので、そこで押付けとか、封じるという方向ではありませんので、毎度申し上げており

ますが、我々は同じ方向を向いていると  
思ってください。

村石委員 了解しました。

座長 再三再四申し上げますが、議会報編集委員  
会で詳細についてはしっかりと議論してい  
ただきたいというふうに思います。  
それでは、本調査会として、そのようにと  
りまとめたいと思いますが、いかがでしょ  
うか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、そのように決定いたします。  
次に、協議事項３番目の「議会報編集委員  
会の視察の廃止について」であります。  
それでは、この件に対する各会派の意見を  
順次、お伺いします。

村上委員 今ほどの議論にもありましたが、多くのこ  
とを議会だよりに載せたいということ  
がありました。そちらの予算を増やして、  
議会報編集委員会の視察については、資  
料を送ってもらうとかインターネットを  
見るとか、いろいろな方法でその情報を  
入手できますので、廃止というふうな意

見でございます。

松井委員 視察の廃止については賛成です。今ほどありましたように先進市の議会だよりを郵送してもらいなりして、情報収集を図って、議会報の充実を図ればよいというふうに思っております。

尾上委員 民政クラブも議会報編集委員会の視察の廃止については、賛成いたします。私は4回も行かせていただきましたが、やはりどこに行っても、見るところが大体一緒ですし、今ほど松井委員が言われたようにホームページでも公開されているものが多いですし、事務局のほうから連絡していただいて、詳細を聞くということもできると思いますので、廃止については賛成いたします。

赤星委員 以前、共産党が3人会派のときに議会報編集委員会に入っていました。1人会派だったときも入っていました。その後、4人未満は正式会派ではないということで、議会報編集委員会から共産党、社民党の排除を取り決めて、今回この検討調査会と同じように復活いたしました。これまで、私たちがいない間も視察に行つて

こられたわけですけれども、その間ちっとも議会報がよくならないと。視察で何を見てきておられるのかと疑問に思っております。これまでの視察の予算は、一人当たり幾らですか。

議事調査課長 議員さんお一人当たり7万円の予算をみております。

赤星委員 一人当たり7万円という予算を、先ほど村上委員がおっしゃったように内容の充実に充てるべきだと思いますし、以前は全国から取り寄せたものが各委員に回ってきました。それぞれに、また、みんなで勉強すればいいと思いますので賛成です。

村石委員 視察の廃止については、賛成です。1つは、これまでの視察が本当に有効に反映されていたのか、このことを私自身も含めて反省すべきだと思います。視察をしたら、富山市議会よりいい議会だよりがいっぱいあるのです。そのことを聞いてきて、持ち帰ってきました。だけど、一切反映されていなかったのです。これは私も含めて、反省すべきだということが一点です。二点目は、常任委員会等で視察に行ったときに、必ず議会事務局から議会だ

よりが添付されます。そういう添付されたものも持ってきて、会派で議論して、そしてその内容を議会報編集委員会で議論することが可能だということで廃止に賛成です。

座長

それでは、皆さんの意見をまとめますと、こういう情報化の時代だということで、ネットとかいろいろなものですぐに検索できる、入手できるということでございます。議会報編集委員会からの提案のとおり、「議会報編集委員会の視察を廃止して、当該予算を紙面の充実に充てる」ということで、一致しているようであります。

そこで、本調査会といたしましては、そのように取りまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長

それでは、そのように決定いたします。  
なお、ここまでの議会報に関する3項目につきましても、掲載の詳細な方法を議会報編集委員会で協議をし、さらに、そのことにより、ページ数の変更など、予算措置が伴うことが想定されます。

つきましては、いずれも、次年度作成分の議会報の編集から取り組めるように予算要求を含めて、準備を進めることとしたいと思いますが、そのように取り扱うこととして、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長                    それでは、そのようにいたしたいと思います。

赤星委員                今せっかく前向きな改革案が決まったところですので、次年度と言わず補欠選挙後の12月議会から早速できるように何か予算的にもできないものでしょうか。

座長                    事務局、予算的なものはどうですか。

議事調査課長            今ほども話が出ておりましたが、氏名の掲載等で質問のスペースの関係でありますとか、賛否の一覧の関係でありますとか、その辺の協議が議会報編集委員会で行われるということですので、協議をしておりますと、現実には予算の関係もございますので、ちょっと厳しいのかなと思っております。

赤星委員 ぜひ検討しましょうよ。

座長 なるべく早く進めていきますが、事務局のほうでも、予算を伴うことですからタイムスケジュール的にちょっと難しいのではないのかということです。

村石委員 赤星委員が言っているように、そういう意見を踏まえて、事務局として一回検討してくださいということでもいいと思うのですけれども。

座長 当然、先に議会報編集委員会でも詰めないといけません。そうでしょう。

村石委員 連携して検討した結果、次年度からではないとだめだということならば、それはそれです。

議事調査課長 今ほどのお話のとおり、もう一度内部で精査させていただきまして、方向性を出したいと思います。

赤星委員 次年度分からですと、3月議会が終わってからですから来年の5月ぐらいになるのではないのですか。

議事調査課長　　そうです。次年度分からでありますと、3月定例会号の来年の5月からです。

赤星委員　　半年後ぐらいになってしまうのです。

座長　　最初の話でも言っておりますが、議会報編集委員会でも詰めなければならないし、予算要求もしなければならないということで、なるべく早く進めていただくように検討をさせていただきます。

次に、協議事項4番目の「会議出席費用弁償について」であります。

それでは、この件に対する各会派の意見を順次、お伺いします。

まず、提案者であります自民党さんからお願いします。

村上委員　　提案者ですので、ありません。

松井委員　　会議出席費用弁償については、会派としては他都市の状況また全国的に廃止の方向にあるので、廃止には賛成をします。平成28年4月現在、中核市においては47市のうち25市が支給なしとしているということもあります。

尾上委員　　民政クラブも会議出席費用弁償の廃止につ



いては、賛成いたします。

赤星委員

もちろん賛成です。自民党さんにちょっと聞きたいのですけれども、提案者とおっしゃいますが、毎年私たちは3月議会の予算のときに廃止または交通費実費などへ見直しということで、反対討論をしてきたのですけれども、ずっと黙って続けてこられたのです。そこで、急に自民党から提案とおっしゃるのは、ちょっと党利党略的かなと思いますので、そういう表現をされるのは改めていただきたいと。それで、市民の批判を受けたり請願も出ていたりしますし、少なくとも毎年、反対討論や賛成討論がある中で、私ども「共産党会派からの御指摘もずっとありました」というようなことぐらいはっきりと言っていただかないとこれは間違っ  
て伝わってしまうと思うので、そういうおっしゃり方は非常に心外なのです。これまで、批判されてきたことを真摯に受けとめまして、廃止ということをおっしゃるならわかるのですけれども、急に提案と言わないでください。

高田委員

今提案と言っているのは、あくまでもここに出したときの提案という形です。今赤星

委員が言われたとおりで、今まで共産党さんや社民党さんが出されてきました。こちら先ほど村上委員が言われたとおり、本当に組織の中で自民党は変わろうとしている中で、そうした方向に向かってきたということをお理解いただきたいのです。今までのことをここで急にすぐ党利党略のために変えようとか、そういう意味ではなくて、たまたまこれは、前回提案したということでお「提案した」という言い方です。真意は赤星委員が言われるとおり、まさしくそれはそのとおりだと思っていますので、御理解いただきたいのです。

赤星委員

報道機関が入っておられますけれども、記者の皆さんは若い方が多いですし、これまでの経緯を御存じない報道機関もあるわけですので、前回終わった後の座長のレクチャーとかを聞いておきますと、必ずしも正確ではない部分があったと思いますし、その翌日の新聞などを拝見しますと、やっぱり世論をミスリードしてしまうような部分もあったわけなので、何もなくていきなり自民党さんから提案されたみたいな報道がありましたので、それはあえてきょうは言わせていただいた次第です。

村石委員

廃止については賛成です。その理由をちょっと述べたいのですが、結局、政務活動費と一緒になのです。実費の弁償という形なのです。ですから、実際に政務活動費分がかかったものを政務活動費として支出されるということですが、この会議出席の分については、本当に実費が4,000円といえるのかと。赤星委員とか共産党さんが何回か言っておられるのですけれども、会議によっては、10分ほどで終わる会議も1分のときもあるらしいですが、そういう会議に出て、実費弁償で4,000円を支払う。これは明らかに、不合理であるから廃止をするのだというような理解を私はしたいと思うので、そういう理由で社民党としては、廃止をしていくということです。

座長

それでは、ここまでの皆さんの意見をまとめますと、「会議出席費用弁償については、廃止する」との意見が多数を占める状況かというふうに思っております。そこで、本調査会としては、そのようにとりまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長                    それでは、そのように決定いたしたいと思  
います。  
次に、協議事項5番目の「一般質問につ  
いて」であります。  
まず、「所属常任委員会に関する質問を原  
則行わない」という申合せの撤廃につ  
いてから、協議を進めます。  
それでは、この件に対する各会派の意見  
を順次、お伺いします。  
まず、提案者であります自民党さんか  
らお願いします。

村上委員              提案で申し上げたとおりであります。た  
だ、前回も申し上げましたとおり、グ  
レードの問題がありますので、本会議  
場での一般質問にふさわしい程度の  
大きさといえますか、グレードの質  
問であれば、所属委員会の質問も  
よしとする方向でよろしいかとい  
うふうに思います。

松井委員              公明党も申合せとして行ってきたこ  
とでありますけれども、撤廃して  
いただきたいと思いますというふう  
に思っています。

尾上委員              民政クラブでも、委員会や所管する  
部局をまたいだような質問になる  
場合に、その所属の委員会があると、  
全体的にできな

くなったりするということもあるものですから、この撤廃については賛成いたします。

赤星委員

まずこの申合せが導入されたのは、ほかでもない私の質問がきっかけになったということを紹介したいと思います。東日本大震災が起こった後の2011年の6月議会で、防災対策が大きなテーマとなりました。どの会派も本会議の一般質問で取り上げられました。そのとき、もう一度、この地震・防災対策について、私も通告に基づいて質問していたのですが、その途中で一五本議員だったと思います。もう既に、建設部長が答弁をしている途中で、五本議員が動議を出されて、議長として、「議長」と言って、「赤星議員は建設委員のはずだ」と。「防災対策は、建設部所管だ」ということで、議運が開かれたか何かで、こういうおかしな申合せがつくられて、私たちは、そういう発言の内容まで制限するのはおかしいということをしつと申し上げています。本会議では、いろいろな大きな大事な問題について、市長にも見解をただせる唯一の場でございますので、やはりこの申合せは直ちに廃止すべきだと思いますので、賛

成です。

村石委員 賛成です。ただ、グレードが高いか低いかは、それぞれの議員によって考え方が違うし、新しく補欠選挙で加わった議員の方は慣れていないということもあるし、そういう意味では、あんまり先に文章をつけずに、それは「各会派で気をつけるように」という程度で、とにかく自由に質問ができるということが大事だと思います。今ほど言われたように、やはり委員会には市長、副市長、政策監等が参加していませんので、そういう人たちに聞ける機会は本会議しかないのです。そういった意味では、全ての議員が本会議において、そういう方たちに質問ができる、それが普通だということに賛成です。

座長 私見ですが、基本は委員会で聞けることは、所属委員会で聞いてくださいと。本会議場で質問して、またなおかつ、その後に開かれる常任委員会でまた同じようなことを聞いたり、それから、例えば当局に対して、電話一本で聞けることを本会議場の質問でするのはいかなものかというところから始まっていると私は思っているのです。だから、所属委員会のこと

はなるべく、本会議場でも—それは確かに、いろいろな部局にまたがる質問もありますし、今言われるように、市長とか副市長にどうしても問いただきたいということは大事なことです。基本はそこですけれども。一番わかっている課長が委員会に出席しておられるのですから、所属委員会で聞けることは、問いただせることは委員会で聞くと。そういうことからきたのだと今思っております。これは私見です。

村上委員

村石委員が首をかしげていますから。私がグレードと言ったのは、まさに村石委員が言っている話なのです。市長や副市長が答えるようなレベルの質問を本会議ですべきだろうと思います。それは当然、自分の所属する委員会であってもすべきだろうと、これを許すべきだろうというのが私の言ったグレードという意味なので、部長や課長が答えるようなことは、質にもよるかもしれませんが、「委員会でされたらどうですか」というようなことから、この議運でと申しますか申合せがあったので、村石委員がおっしゃることと我々が言っていることは一緒ですから、誤解のないようにお願いいたします。

座長                    それでは、ここまでの皆さんの意見をまとめますと、「所属常任委員会に関する質問を原則行わない」という申合せを撤廃するという意見で、一致できたようであります。

                          そこで、本調査会としては、そのようにとりまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。

                          〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長                    それでは、そのように決定いたします。

                          それでは、次に一般質問における、議員1人当たりの年間の持ち時間を現在の90分から120分とすることについて、協議を行います。

                          この件に対する各会派の意見を順次、お伺いします。

                          まず、提案者であります自民党さんからお願いします。

村上委員                前日も申し上げましたとおり、できるだけ多くの機会を持つというのは大前提でありますけれども、これまでの例から見ますと、全く制限がないということも、過度に質問が細かくなったり、あるいは、すでにその質問・答弁があるのを繰り返し



たりということもございますので、一定の制限は必要だということと、今よりも多くの機会を皆さんに持っていただくということで、年間の持ち時間を90分から120分にすることを御提案申し上げたところであります。

松井委員 今回の提案について、年4回の定例会で、例えば30分で4回できるということになりますので、賛成したいと思います。

尾上委員 民政クラブとしても、今ほど村上委員が言われたように、無制限というわけにはいかないのではないかとということで、これからまた検討する機会もあると思いますので、今回は毎回30分の質問ができるということで、この120分という案に賛成いたします。

赤星委員 年間120分というのは反対です。私どもはずっと質問制限の撤廃を求めてきました。一般質問は議員個人の権利ですから、定例会ごとに質問を希望する議員は通告をして、会派持ち時間制ではなくて一人当たり定例会ごとに質問・答弁の往復でせめて60分程度は確保すべきだと思います。これまで何度もこういう激しい質問制限を撤廃すべ

きだという請願も出されまして、そのたびに共産党として、請願に賛成討論をして、質問制限の撤廃を求めてきたのですけれども、これまで自民党さん、公明党さん、民政クラブさんは何の反対討論もなく、黙ってその請願に反対をして、質問制限の撤廃をしてこなかったというその理由をまず、お聞かせいただきたいと思います。そもそもなぜ、こういう制限をしていたのですか。

村上委員

先ほどの一部について、申し上げますけれども、赤星議員は私と同期で、22年前には20分の質問で大体40分の答弁、あるいは50分の答弁ということで非常に制限がない—20分の制限はありますけれども、その中でも、その質問の質といいますかグレードといいますか、それもほどいい感じで、答弁もうまくそれぐらいにおさまっていた記憶があると思っています。それがいつの間にか、どうも細かい質問になったり、あるいは繰返しの質問が多くなったりということで、これは見ていても議会のああいふ形ってちょっとどうかなということになってまいりました。本来、それは議員の質をどんどん上げていって、質問のグレードも上げていって、いいやり取りができればよかったのですが、そうではない方向にい

ってしまったということです。本来、それは議員自身の責任でもありますが、勉強会なり、議員の質を上げていくことで整理できたのだと思うのですが、今、そうではなくなっていることは否めないというふうに思っています。先ほどから何回も言っていますが、繰返しの質問やデスクに行けばわかるような質問も多くなってきていますし、まずは、90分から120分ぐらいに延ばして、その質問の中身を見た上で、おっしゃるような制限をできるだけ外していくという方向でよろしいのではないかと思います。ちょっと様子を見たいという思いで120分という御提案を申し上げております。本来であれば、何度も申し上げますが、議会が自律的に22年前のような体制がとれたらよかったというふうに私は思っています。

赤星委員

質問の中身を見た上でというのはちょっとどういうことかなと思いますけれども、せめて往復で60分以内という時間を設けておけば、「今回、私はこれだけ聞きたいので」と言って短く終わる人は終わってもいいのです。別に短く終わる人は短く終わればいいですし、質問をされない方もいらっしゃるでしょうし、それをまだ質問したい

のに、「これ以上はだめだ」と枠にはめるのはだめだと思うのです。しかも、今度補欠選挙があります。新しい議員の方が13人出てこられます。その質問、自由な質問を、今の時点でこんなに縛ってもいいのでしょうか。年間120分で質問と答弁が半々だとしますと、年間60分しか議員が一般質問をしないということなのです。これで市民の皆さんに御理解いただけるでしょうか。一般質問をこれだけしかしませんという制限をはめることは、市民の皆さんに対して「十分なお仕事をしませんよ」と言っているのと同じだと思うのです。ですから、90分を120分にするというようなことではだめだと言っているのです。毎回、質問したい議員は自由に通告して質問する。内容はみんなでレベルアップしていけるようにお互いに勉強して一会派ごとに質問をチェックしているでしょう。勝手にさせているわけではないでしょう。ですから、「一般質問はもっとこういうふうにするのです」と先輩議員が教えてあげて、「あなた、こんなことぐらい課長のところへ行って聞いてこられ」とお互いに言い合えばいいではないですか。この際、何々の進捗状況はどこまでどうかとか、そんなことを本会議で聞かなくても、あらかじめ聞

いておこうという話です。それは会派内で調整していけばいいではないですか。それをあらかじめそういう質問が出るから時間制限をはめるのだという考えは絶対におかしいと思います。

村石委員

定例会ごとに一人当たり60分を保証すべきだというぐあいに思っています。そして、運用の仕方としては、議会開催の1カ月前に議会運営委員会が開催されます。そのときに、会派ごとに何人質問に立つということをしてそこで報告をする。そして、報告をして一日当たり6人ですので、上がってきた数を合計したものを6で割って一般質問の日数を決めるということが一番いいと思います。なぜ、そうするのかという2つの理由があります。1つは、30分では時間が足りないのです。どうしても一回、原稿を書くのです。そうしたら30分以内に質疑・答弁が終わらないから、必ずカットするのです。そういう意味では、30分というのは、とても十分な質問ができないというのがやってみた一皆さん方は、それが無いでしょう。少数会派は30分ということでやってみると、非常に質問がやりにくいということが一点目です。二点目です。県内を見てください。県内15自治体ある中

で、4つは一人当たり60分になっているのです。または、それと同等なことを決めているのです。そんな中で、富山市議会が年間120分というのは富山市民は納得できないという、その2つの理由で定例会ごとに一人当たり60分ということを提案をいたします。

座長                    なかなか意見がかみ合わないようです。ただちょっと整理してみますと、定例会ごとに何人が質問—例えば、今回10人で、その次は20人とか、極端に言うと30人になったら、会期の日程をどうするのかという問題も出てきます。

〔「延ばせばいいじゃないですか。」と呼ぶ者あり〕

座長                    それはやっぱり、私どもだけのことでなくて当局とのこともございますし、極端に言ったら定数が40人で30人が質問したいということになったら、何日間なら……

赤星委員              それは議会運営委員会を開いて、延ばせばいい……

座長                    もちろんそうなのですが、その辺が非常に

難しいところで、ただ、今の段階で90分  
からまず120分に延ばさせていただく  
ということで、それでまた様子を見ましょ  
うということだから一歩前進だと思うので  
す。

村石委員 皆さん、市民の目線で考えましょ  
う。今、  
富山市議会はどう変わるかということで熱  
い視線が注がれているわけでしょう。県内  
15議会で一人当たり60分、答弁を含め  
てもオーケーなのに、皆さんはどういう理  
由で年間120分と言って市民に向かって  
説明するのですか。

村上委員 富山県内の話をされますが、全国的にはど  
ういう、そういうようなものがあるのかな  
いのか。

議事調査課長 私どもが調べたものも若干あるのですけれ  
ども、まず定例会ごとの規制です。発言  
時間や回数の規制というのは、中核市4  
7市で基本的にはほぼ全ての市である  
というふうに思っております。それと、年  
間の発言時間につきましては、47市の  
うち十数市でございますが、もともと定  
例会の中で、万が一、全ての議員さんが  
発言されてもできるような発言時間ー金  
沢市さんは40分です。これであれば、

万が一、皆さんが発言されてもできる範囲だというような状況です。議会ごとの考えではありますが、一応調べた限りでは、そのような状況になっております。

赤星委員

実は6月定例会前に共産党会派から全国中核市と県内市町村議会のいろいろな質問制限についてを含め、いろいろな項目を議会事務局に調べていただきました。その中で、今回、一般質問での発言時間や発言回数の制限について、5月時点の調査結果をピックアップして、表にさせていただきました、おとといに各会派会長様というお手紙をつけて、お配りしたのですけれども、会長さんは皆さんに御提示がなかったのですか。

〔「ありますよ」と呼ぶ者あり〕

〔「あるのに知らんぷりをして」と呼ぶ者あり〕

村上委員

議会事務局調べですので、議会事務局のほうからおっしゃっていただいたほうがいいと思って振ったわけで、無視をしているわけではないのです。会議の進め方として、議会事務局で調べたものをおっしゃっていただくということには全く問題がないとい



うふうに思っております。

赤星委員　今おっしゃったように全国でどうなっているのというのは聞かれましたので、座長、きょう無理やりまとめないで……

座長　私は聞くだけ聞いて、今そうしようと思っていたのです。

赤星委員　もっと十分議論して……

座長　だって、平行していますから。

松井委員　今まで、共産党さんも社民党さんも言っていますが、今の内容は議会運営委員会ですっきりとやってもらう。

〔「だめです」と呼ぶ者あり〕

松井委員　その中で、やはり議会の運営のことになりますから。

村石委員　ちょっと私なりに整理すると、一致しているのは、120分にしろ60分にしろ議員個人は定例会ごとに発言する条件を整えましょうというところは一致しているわけですよ。ということは、30分なのか60分

なのかという、こういう議論を今後していくというまとめ方をしてほしいと思うのです。

座長 だから、私は先ほど言いましたように、今の段階で90分から120分に一步前進しましたよと。だから、最終的に今言われる議運なり、各派代表者会議なり、そこでしっかり—この会というのはあくまでもいろいろな議題、そういったものを出していただいて、最終決定はやはり議運だと思うのです。そこで詰めていただくということをしないと、なかなか聞いていると話がまとまらないような感じなのです。

村石委員 議会運営委員会で決めるときには、社民党、共産党、民政クラブは委員ではないのですが。

座長 基本的には、ここは最終決定の場ではないのです。知っておられるとおり、名前は議会改革検討調査会なのです。議会改革に関するいろいろなものを出していただいて、最終的には、私が言いましたように、各派代表者会議とかそういったものにみんな委ねるのです。全て連動しているのです。それは、今は委員ではないから、そこで言う

機会がないからというちょっと……

赤星委員　　そういうことではなく、もちろん最終的に決定する場合は、議会の運営ですから議運ですけれども、せっかくの議会改革という観点から議論しましょう。

座長　　だから、今聞いているのではないですか。

赤星委員　　ですから、もっと十分にこの場で……

座長　　聞いていても一緒のことです。

赤星委員　　中途半端にして議運に丸投げというのではなくて、もっと議会改革の観点から……

座長　　ある意味では、各委員さんから各会派の意見を聞いたと思うので、では継続としたらどうですか。

〔「継続です。継続して、押しつけないようにしてください」と呼ぶ者あり〕

座長　　私は決して、押し付けるつもりはございません。継続でいきましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長                    それでは、この議題については、継続ということにします。

高田委員              皆さんのこの意見を、決を採るか何かで継続なら継続ということを決めたほうがいいと思います。

座長                    今度、この調査会はいつありますか。今のところはないのですか。

議事調査課長        予定はないのですけれども。

座長                    意見を聞いていても平行線なので、年内にはないのですか。これでないのですか。決めることはないのですか。

議事調査課長        どこかで決めれば……

高田委員              共産党さんと社民党さんは、継続という考え方でいいということなのですか。

村石委員              継続して協議をする方向だということです。まだ何もわからない中で、こういう差がある中で、議運にかけるものではないということです。わかっていただけますか。

座長                    そうならば、議運にいても一緒のことで

す。ここで言っても、決定機関ではないのです。

村石委員 お互いに意見が違うわけで、もっと歩み寄れるようなことにならないかということ協議するために、継続した項目にしてくださいというのが要望です。

座長 それで、ことはあるのですか。

議事調査課長 予定を決められれば、可能な日程でやれば……

座長 どちらにしても、新しい議員が入ってきますね。今度、補欠選挙もございますし、どういう顔ぶれになるかもわかりませんので、継続ということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、そのように取り扱わせていただきます。

先ほどの常任委員会に関する質問についての申合せを撤廃することについては、本年12月定例会から実施することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長

それでは、そのように決定をいたします。  
本年12月定例会から実施するということ  
でございます。

次に、協議事項6番目の「委員会視察の見  
直しについて」であります。

それでは、この件に対する各会派の意見を  
順次、お伺いします。

村上委員

前回申し上げたものは、以前は調査項目を  
委員長とか副委員長に任せるということで  
ありましたが、全委員に諮って、目的を明  
確にしてということを申し上げていたと思  
います。当然、それまでは委員会終了後に、  
委員長がそれぞれと相談しながら決めてい  
たわけですが、これを委員会の委員の中で  
明確にして、目的地、目的の視察項目、内  
容を決定するという方向を申し上げました。  
これはもちろん、こちらが提案者ですから、  
そのようにしていただきたいと思ってお  
ります。それから、経費の削減に努めて、報  
告書を作成して、これを公開するというこ  
と、議会の公開を通じて御理解をいた  
だくためにも公開するということです。それ  
からもう一つ、御提案申し上げてお  
りましたのは、議会運営委員会の視察を廃止すると

いうことも申し上げておりました。いずれもこちらが提案者でありますので、このようにしていきたいというふうに自民党は考えております。

松井委員

この委員会視察については、今後も経費削減にしっかりと取り組みながら行っていくという方向で、会派としては一致しております。議運の視察については、先ほどもありましたけれども、やはりこういった議運のあり方、役割、それを研究していくためには、廃止ではなくて検討項目にしてはどうかというふうに思っております。何でもなくせばいいというものでもないと思いますし、特に議運については、議会のそういったあり方を、しっかり勉強していく、学んでいくということが大事な点かなと思います。

尾上委員

委員会の視察については、自民党さんの提案のとおり、調査項目をしっかりとした上で、経費節減に努めて報告書を公開するというのは賛成なのですが、どうしても委員会の中に少数会派は少ないので、少数会派の意見もなるべく取り入れていただきながら、視察項目の検討をしていただきたいというふうに考えます。また、議会運営委員会の

視察については、我々は今まで先輩方に議運の委員になっていただいていたので、細かい視察の中身を把握していませんが、今松井委員が言われたように、完全に撤廃するということではなく、議論すべきことの内容によっては、先進地を視察することも検討の一つに入れればいいのではないかと考えております。

赤星委員

以前、視察先などを決めるときに、私は「はい」と手を挙げて、「どこどこへこういう目的で行ったらどうでしょうか」と提案していたこともありました。委員長、副委員長においては、ちゃんと委員の希望を取り入れてくださったときもあったのですが、そうでないときも多くて、長い時間をかけて、高い旅費を使って行って、市役所で相手方の市議会で1時間半ほどレクチャーを受けて、現地へ行かないこともあって、そのままホテルへ行って、夕食というパターンが最近多かったと思います。それではいけないと思いますので、例えば、まちづくりと公共交通対策特別委員会か何かで、並行在来線の視察で、九州の熊本の肥薩おれんじ鉄道株式会社に視察に行つたと。行くのはいいのですが、議会へ行って、お話を聞いただけで鉄道に乗ってみもしな



いと。これは視察なのだろうかと思ったこともありました。ですので、行く前にもきちんと委員会として勉強をして行くことはもちろん、行ったら現地で十分に勉強してくるというのは賛成で、この見直しに賛成です。それと、議運の視察の廃止も賛成です。常任委員会などで視察に行ったときに、必ずそれぞれの議会運営という項目も設けて、一緒に勉強してくればいいと思いますので、議運単独の視察というのは、特に必要ないのではないかと考えています。

村石委員

基本的には、皆さんがおっしゃるとおりです。要するに、どこへ何の項目で視察に行くのかというものを委員全員で出し合って、そして、合議して行くと。その際にも、2泊3日にこだわらずに可能なら1泊2日で行ってくるということも必要だろうと思います。そして、議運の視察ですが、あればあったでいいということもわからないのではないのですが、基本的には、やはり廃止をしたほうがいいと思います。なぜかといいますと、例規集に載っているのです。ほとんど例規集とか規則、そして申合せ事項も載っていることが1つです。2つ目には、常任委員会で視察に行ったときに、項目として、例えば、その議会で議会基本条例が

制定されていれば調査項目の中に議会基本条例について教えてくださいというようなことを追加したりして、学ぶことができるということから議会運営委員会の視察を廃止しても差し支えないというぐあいに考えます。

座長

それでは、意見をまとめさせていただきます。委員会視察の見直しに対しては、ほとんど皆さん一致しているというふうに思います。議運については、公明党さんと民政クラブさんから、検討課題にしたかどうかということですが、費用的な措置も取らないといけないものですから、廃止ということで、今のところそういうふうに締めさせていただきます。

〔「持ち帰って」と呼ぶ者あり〕

座長

ただ、費用的なものも、やっぱり当初予算を取らないとならないものですから、議運で相談してどこかに行くということになかなかできないと思うのです。

〔「持ち帰りたいと言っている」と呼ぶ者あり〕

座長 納得はできないですか。

〔「持ち帰ったほうがいいと思います」と呼ぶ者あり〕

座長 わかりました。それでは、まとめさせていただきます。

1つに、委員会ごとにその調査項目を明確にした上で、視察内容を協議・決定していくこと。

2つ目に、視察日程については、交通事情が進展していることなどを踏まえて、2泊3日のみならず、1泊2日の日程も含めて、弾力的な運用として、経費削減を図るということでございます。

3つに、委員会視察の報告書を窓口での閲覧及びホームページでの掲載など、幅広く市民に公開すること。

4つに議会運営委員会の視察につきましても、また検討して、会派で話し合ってきてください。議会運営委員会の視察の廃止については、継続ということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 そういうことで、意見を一致させていただ

きました。

それでは、本調査会として、取りまとめて決定させていただきました。

なお、既に、今年度の常任委員会視察等は、実施済みでありますので、これらの見直しにつきましては、次年度予算要求に反映させ、実施していくということにしたいと思います。

また、今年度の視察の報告書については、準備ができ次第、ホームページなどで幅広く、公開することで、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長

それでは、そのように決定をいたします。次に、協議事項7番目の「ケーブルテレビの放映について」であります。

それでは、この件に対する各会派の御意見を順次、お伺いします。

まず、提案者であります自民党さんからお伺いします。

村上委員

来年3月議会からインターネット中継が実施されるということがあります。より多くの方に見ていただくためには、ケーブルテレビがよろしいかと思えますけれども、まずこのインターネット中継を実施して、そ

の評判なり様子なりを見せていただいて、ケーブルテレビに関する放映に対する議会の検討を進めていくべきだというふうに思っています。

松井委員 私たちはケーブルテレビについてもしっかり前向きに検討したいというふうに考えています。

尾上委員 民政クラブとしても、ケーブルテレビの放映については、前向きに検討していただきたいと思いますが、過去に検討したこともあると思うのですが、私はわからないものですから、できればその状況を聞かせていただければありがたいというふうに思います。

赤星委員 合併前の富山市議会で、既にケーブルテレビで中継しようということで一致していたのですよ。それで、見積りをとったら三千何百万円かかるというところで一旦ストップしてしまったのです。その後、合併しまして違ったケーブルテレビ会社があってどうしようというようなところで、またとまっていたという記憶があります。私どもは3年前、2013年の9月議会だったと思いますが、市民の皆さんからの請願5件の

紹介議員になりました。やっぱり、上婦負の住民の方からの請願でした。それらの採択を求めてきましたし、今回また6月議会でインターネットやケーブルテレビでも中継してほしいという請願も出ておりました、現在、継続審査になっております。ネット中継の状況を確認した上でとありますけれども、直ちにいつから実施できるかも含めて、すぐに検討に入るべきだと思います。基本的には賛成なのですけれども、直ちに実施の検討に入るべきだと思います。

村石委員

基本的には赤星委員と同じです。やはり、市民に開かれた議会、議員がどのような活動をしているのかということを広く市民に見てもらうという意味からこういったインターネット中継は絶対に必要だというぐあいに思っています。それともう一つは、行政側の森市長もインターネットの中継が富山市議会の場合、遅れているという認識もあることから、やはり12月議会あるいは3月議会の補正予算も含めて、今後、早期に実施できるように議会としても当局と話し合っただきたいというのが社民党の考えです。

座長

それでは、皆さんの意見をまとめますと、

来年3月定例会から実施予定のインターネット中継の状況を踏まえて、ケーブルテレビによる議会中継の検討を進めるということ。それからまた、即進めるという意見に分かれているわけですが、これについては、どうでしょうか。あんまりまた継続、継続と言っているけれども、時間的なこともございますので、皆さんで多数決をとりましょうか。

高田委員 自民党会派としては、もう一度持ち帰って今の皆さんの意見を……

座長 時間がないのですが、いいのですか。3月からすぐどうやらと言って……

村石委員 そういうこともお互いに検討しましょうということなので、今ここで決めてくださいということを行っているわけではありません。

座長 3月から即、入れてくださいと言って……

赤星委員 3月のインターネット中継の状況を見るまで待つのではなくて、もうやる方向で直ちに検討に入りましょうということです。

座長                    まずは、インターネット中継の様子を見ながらということで、一致していたというふうに思うのですが……継続でいいですか。

赤星委員              やる方向は、一致しているのです。

座長                    ちょっと整理します。自民党さんもほかのところもだめだとかは言ってないのでしょう。まずは、インターネット中継が3月から入りますから、その様子を……

議事調査課長        今の話を伺っておりますと、自民党さんは3月のインターネット中継の状況を踏まえてということで、十分理解できると思うわけです。一方で、準備は進めてほしいということでございますので、例えば、議論は自民党さんが言われるようにそういうふうにしたしまして、事務局で導入に必要な調査などを順次、進めていくというような方法もあろうかと思えます。

〔「異議ありません」と呼ぶ者あり〕

座長                    よろしいですか。もちろん予算的なものが一番大きな問題でもあるし、タイムスケジュール的な……



赤星委員 3月議会のインターネット中継の効果、実施状況を確認した上でとありますが、予算要求は今からしていかないとならないのではないですか。

座長 だから私はさっき言ったようなもので、決をとりましょうかと言ったのです。あなたの言っている……

高田委員 だからそれを一度持ち帰って、すべきなのかどうなのか。そういった中で事務局がいろいろと調べることも進めながら、並行しながら……

村上委員 私たちも持ち帰ったほうが、お二人の思っているほうにいくと思います。

座長 それでは、このケーブルテレビの放映につきましては、各会派へ一度持ち帰って、また次回に検討していただくということによってよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、そのように決定をいたします。これで、本日の協議事項は、全て終了いたしました。

本日御協議いただいた7項目につきましては、前回協議分の3項目と合わせて、この後、私から議長に報告することといたしますので、御承知おき願います。

なお、本日の協議の結果、今後、協議する必要事項が生じておりますので、随時、皆さんに開催の御案内をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。これをもって、本日の議会改革検討調査会を閉会いたします。